

出雲市、安来市、雲南市との安全協定改定案

○「燃料輸送情報」に係る規定

	現行	改定案	内容
運営要綱	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第6条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p> <p>2 連絡様式は、別に定めるものとする。</p>	<p>(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)</p> <p>第4条 協定第6条に規定する連絡は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。</p> <p>(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。</p> <p><u>(3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。</u></p> <p><u>(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。</u></p> <p><u>2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。</u></p> <p><u>3 連絡様式は、別に定めるものとする。</u></p>	<p>○立地自治体と同じ記載に変更(追記)</p>